　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職域がん検診受診体制整備奨励金実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、職域がん検診体制整備奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　職域におけるがん検診受診率の向上を図るため、従業員ががん検診を受診するための特別休暇等の制度を整備した事業者に対し、奨励金を支給することで、がん検診を受けやすい職場環境を整備することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、「がん検診」とは「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」および「職域におけるがん検診マニュアル」に定めるがん検診のことをいう。

（支給制限）

第４条　国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人に限る。）に対しては、この奨励金は支給しないものとする。

（支給対象事業者）

第５条　奨励金の支給対象事業者は、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

（１）福井県内に本社または事業所を有していること。

（２）1人以上の従業員を雇用していること。

（３）就業規則または社内規程を整備していること。

（４）がん検診受診の推進として、別表１に掲げるいずれかの取組みを１つ

以上実施し、就業規則または社内規程に記載すること。

　（５）公序良俗に反する事業を行っていないこと。

　（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

７号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれら

の構成員と密接な関係がないこと。

　（７）県税の未納がないこと。

（支給額）

第６条　奨励金の支給は、１事業者あたり前条（４）で整備した１年目と２年目

のそれぞれ１回限りとし、制度を利用して従業員が別表２に定めるがん検診の

いずれか１つ以上を受診した場合に、１年目は１人あたり５，０００円、２年

目は１人あたり３，０００円を補助する。ただし、１事業者あたりの上限は、

１年目は１５０，０００円、２年目は９０，０００円とする。なお、奨励金の

支給は、予算の範囲内とする。

（事業への参加申込）

第７条 奨励金の支給を希望する事業主は、事前に職域がん検診受診体制整備奨励金申込書（様式第１号）および第５条（４）についての改正後の就業規則または社内規定の写しを添えて知事に提出するものとする。

（支給申請）

第８条　奨励金の支給を受けようとする対象事業者は、第５条（４）において就業規則または社内規程を整備した年度内の保健予防課が指定する日までに、支給申請書（様式第２号）および次の各号に定める必要書類を添えて知事に申請するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（１）従業員が第５条（４）別表１に掲げる取組みのいずれかを活用してが　ん検診を受診したことが確認できる書類

（２）その他知事が必要と認める書類

（支給決定）

第９条　知事は、前条に規定する支給申請書兼実績報告書を受理した後、申請内容の確認を行い、奨励金の支給または不支給の決定をしたときは、支給決定通知書（様式第３号）または不支給決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（奨励金の支給にかかる請求）

第１０条　前条の規定により支給決定の通知を受けた事業者は、奨励金の支給を受けようとするときは、奨励金請求書（様式第５号）を知事に提出するものとする。

　２　知事は請求書の受理後３０日以内に奨励金を支払うものとする。

（奨励金の返還）

第１１条　知事は、奨励金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、職域がん検診体制整備奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第６号）により、当該事業者に対して支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

附則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 区分 | 条件等 |
| ① | がん検診を受診する際の特別休暇制度を設ける | ・がん検診を受診するために必要な時間の休暇等を認める制度であること  ・当該制度を利用した従業員に、賃金の減額等の不利益が生じないこと |
| ② | がん検診の受診時間を勤務扱いとする制度を設ける | ・がん検診を受診するために必要な時間を認める制度であること  ・当該制度を利用した従業員に、賃金の減額等の不利益が生じないこと |
| ③ | 従業員ががん検診を受診する際の検査費用を一部負担する | ・1人あたり1,000円以上の費用を負担する制度であること。なお、受診費用が1,000円未満である場合にはその全額を負担する制度であること |
| ④ | 定期健康診断の項目にがん検診の検査項目を追加する | ・検査項目を追加することに伴い発生する費用は、事業所が全額負担すること。 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 検査項目 |
| 胃がん検診 | 胃内視鏡検査または胃部エックス線検査 |
| 大腸がん検診 | 便潜血検査 |
| 乳がん検診 | 乳房エックス線検査 |
| 子宮頸がん検診 | 子宮頸部の細胞診 |